

最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用に関する若干問題の解釈(意見募集稿)

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-386871.html>

法律に基づき知的財産権侵害犯罪を処罰し、社会主義市場経済秩序を維持するため、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」の関連規定に基づき、実務と結びつけて、本解釈を制定する。

第1条 登録商標権者の許諾なく、同一種類の商品にその登録商標と同じ商標を使用し、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第213条に規定される「情状が重大」と認定しなければならない:

(1) 違法所得額が3万元以上或いは不法事業額5万元以上の場合;

(2) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得額2万元以上或いは不法事業額3万元以上の場合;

(3) 2年以内に刑法第213条から第215条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額2万元以上或いは不法事業額が3万元以上の場合;

(4) その他の情状が重大な場合。

登録商標権者の許諾なく、同一種類のサービスにその登録商標と同じ商標を使用し、以下に掲げるいずれかの状況である場合、刑法第213条に規定される「情状が重大」と認定しなければならない:

(1) 違法所得額10万元以上の場合;

(2) 2種類以上の登録商標を詐称し、違法所得額5万元以上の場合;

(3) 2年以内に刑法第213条から第215条に規定された行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額5万元以上の場合;

(4) その他の情状が重大な場合。

商品の登録商標詐称だけでなく、サービスの登録商標も詐称し、商品登録商標詐称の対象額が本条1項に規定される基準に満たないが、サービス登録商標詐称での違法所得額との合計が本条2項に規定される基準に達する場合、刑法第213条に規定される「情状が重大」と認定しなければならない。

違法所得額、不法事業額が本条前3項に規定される基準の10倍以上に達する場合、刑法第213条に規定される「情状が特に重大」と認定しなければならない。

第2条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第213条に規定される「同一種類の商品、サービス」と認定しなければならない:

(1) 行為者が実際に生産販売した商品名、実際に提供したサービス名が第三者の登録商標の査定された使用商品、サービス名と同じ場合;

(2) 両者の商品名は異なるものの、機能、用途、主要原料、生産部門、消費対象、販売ルートなどの面で同じであるとともに関連公衆が一般的に同じ種類の商品と考える場合;

(3) 両者のサービス名は異なるものの、サービスの目的、内容、方式、提供者、対象、場所などの面で同じであるとともに関連公衆が一般的に同じサービスと考える場合。

第3条 詐称された登録商標と全く同じ、或いは詐称された登録商標と基本的に違いがなく、公衆を誤認させるに足る商標は、刑法第213条に規定される「その登録商標と同じ商標」と認定しなければならない。以下に掲げるいずれかの状況がある場合、詐称された登録商標と基本的に違いがなく、公衆を誤認させるに足る商標と認定しなければならない。

(1) 登録商標のフォント、アルファベットの太文字と小文字或いは文字の縦横並びを改変し、登録商標とは基本的に違いがない場合;

(2) 登録商標の文字、アルファベット、数字などの間隔を改変し、登録商標とは基本的に違いがない場合;

(3) 登録商標の色彩を改変し、登録商標の顕著な特徴の具現に影響がない場合;

(4) 登録商標に商品の通用名称、型番などの顕著な

特徴の要素のみを追加し、登録商標の顕著な特徴の具現に影響がない場合；

(5) 立体登録商標の三次元標識及び平面要素と基本的に違いがない場合；

(6) その他登録商標と基本的に違いがなく、公衆を誤認させるに足る商標。

第4条 登録商標詐称が明らかな商品を販売し、違法所得額3万元以上の場合、刑法第214条に規定される「違法所得額が比較的大きい」と認定しなければならない。以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第214条に規定される「その他の重大な状況」と認定しなければならない：

(1) 販売額5万元以上の場合；

(2) 2年以内に刑法第213条から第215条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額2万元以上或いは販売額3万元以上の場合。

登録商標詐称のまだ販売されていない商品(在庫)は、商品価値の額が前項に規定される販売額基準の3倍以上に達し、販売額が前項に規定される販売額の基準の3倍を下回るが、在庫商品の商品価値の額との合計が前項に規定される販売額の基準の3倍以上に達する場合、登録商標詐称商品販売罪(未遂)で有罪とし処罰する。

違法所得額、販売額などが本条前2項に規定される基準の10倍以上に達する場合、刑法第214条に規定される「違法所得額が巨大或いはその他の特別に重大な状況がある」と認定しなければならない。

販売額と在庫商品価値の額がそれぞれ異なる量刑範囲に達する場合或いはいずれも同一の量刑範囲に達する場合、処罰の重い量刑範囲或いは同一の量刑範囲内で情状を酌量して重い処罰を科す。

第5条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第214条に規定される「明らかに知っていた」と認定することができる。ただし、知らないことを明らかに証明する証拠がある場合を除く：

(1) 自ら販売した商品の登録商標が改竄(涂改)され、

置換(調換)され、或いは上書(覆盖)されていることを知っている場合；

(2) 商標権者の授權書類を偽造、改竄、或いは当該書類が偽造、改竄されたことを知っている場合；

(3) 登録商標詐称商品を販売し行政処罰を受け、或いは民事責任を負い、また同一種類の登録商標詐称商品を販売した場合；

(4) 正当な理由なく市場価格より明らかに低い価格で仕入或いは販売した場合；

(5) 行政法執行機関、司法機関に登録商標詐称商品の販売を発見された後、権利侵害商品、会計証憑などの証拠を移転、廃棄、或いは虚偽の証明を提供した場合；

(6) その他の登録商標詐称の商品と知っていることと認定できる状況の場合。

第6条 第三者の登録商標の標識を偽造、無断で製造、或いは登録商標の標識の偽造、無断製造し販売し、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第215条に規定される「情状が重大」と認定しなければならない：

(1) 標識の数量2万件以上、或いは違法所得額3万元以上、或いは不法事業額5万元以上の場合；

(2) 2種類以上の登録商標の標識の偽造、無断製造或いは標識の偽造、無断製造し販売した標識の数量1万件以上、或いは違法所得額2万元以上、或いは不法事業額3万元以上の場合；

(3) 2年以内に刑法第213条から第215条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、標識の数量1万件以上、或いは違法所得額2万元以上、或いは不法事業額3万元以上の場合；

(4) その他の情状が重大な場合。

第三者が不法に製造しまだ販売されていない標識の数量(在庫)が前項に規定される基準の3倍以上に達し、販売された標識の販売数量が前項に規定される基準を下回るが、在庫の標識の数量との合計が前項に規定される基準の3倍以上に達している場合、違法製造登録商標標識販売罪(未遂)で有罪とし処罰する。

標識の数量、違法所得額、不法事業額が本条の前2

項に規定される基準の10倍以上に達する場合、刑法第215条に規定される「情状が特に重大」と認定しなければならない。

販売された標識の数量とまだ販売されていない標識の数がそれぞれ異なる量刑に達している場合、或いはいずれも同一の量刑に達している場合、処罰の重い量刑範囲或いは同一の量刑範囲内で情状を酌量して重い処罰を科す。

第7条 第三者の特許を詐称し、以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第216条に規定される「情状が重大」と認定しなければならない：

- (1) 違法所得額 10 万元以上、或いは不法事業額が 20 万元以上の場合；
- (2) 特許権者にもたらされた直接的経済的損害 30 万元以上の場合；
- (3) 2 件以上の第三者の特許を詐称し、違法所得額 5 万元以上、或いは不法事業額が 10 万元以上の場合；
- (4) 2 年以内に刑法第 216 条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額 5 万元以上、或いは不法事業額が 10 万元以上の場合；
- (5) その他の情状が重大な場合。

第8条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第216条に規定される「第三者の特許を詐称する」行為と認定しなければならない：

- (1) 第三者の特許証書、特許書類或いは特許出願書類を偽造或いは変造した場合；
- (2) 許諾なく、その製造或いは販売した製品、製品の包装に第三者の特許番号を表示した場合；
- (3) 許諾なく、契約書、製品説明書或いは広告などの宣伝資料に第三者の特許番号を使用し、関連する技術或いは意匠を第三者の技術或いは意匠のものと誤認させた場合。

第9条 刑法第217条に規定される行為を行い、違法所得額 3 万元以上の場合、「違法所得額が比較的大きい」と認定しなければならない。以下に掲げるいずれか

の状況がある場合、「その他の重大な状況」と認定しなければならない：

- (1) 不法事業額 5 万元以上の場合；
- (2) 2 年以内に刑法第 217 条、第 218 条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額 2 万元以上、或いは不法事業額 3 万元以上の場合；
- (3) 第三者の著作物或いは録音録画著作物を複製発行し、複製件数が合計 500 部(枚)以上の場合；
- (4) 情報ネットワークを通じて第三者の著作物或いは録音録画著作物を伝播した数量が合計 500 件(部)以上の場合、或いは実際にクリックされた点数 5 万回以上、或いはダウンロード数量 1 万回以上、或いは会員制で伝播し、登録会員 1000 人以上の場合；
- (5) その他の情状が重大な場合。

主に技術的措置を回避、破壊するための装置或いは部品を故意に製造、輸入、第三者に提供、或いは故意に技術措置を回避或いは破壊するための技術サービスを第三者に提供し、違法所得額、不法事業額が前項の規定基準に達する場合、違法所得額、不法経営額が前項の規定基準に達した場合、著作権侵害罪で刑事責任を追及しなければならない。上記の行為を行い、同時にその他の犯罪を構成する場合、処罰の重い規定に従い罪を定めて処罰する。

金額、数量が本条第1項に規定される基準の10倍以上に達する場合、「違法所得額が巨大或いはその他の特に重大な状況がある」と認定しなければならない。

第10条 著作権者などの許諾なく、複製、発行或いは著作物、録音録画製品の複製後に発行を待つ行為は、刑法第217条に規定される「複製発行」と認定しなければならない。複製とは、印刷、複製、拓本、録音、録画、ダビング、リメイク、デジタル化などの方法で著作物、録音録画著作物を1部或いは複数部制作する行為を言う。発行とは、行為者が第三者の著作物、録音録画著作物の原本、或いは複製物を販売方法で提供する行為を言う。

インターネットなどの有線或いは無線の方法を通じて提供され、公衆がその選定した時間と場所で著作物、

録音録画著作物入手できるようにする場合、刑法第217条に規定される「情報ネットワークを通じて公衆に伝播する」と認定しなければならない。

第11条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、刑法第217条に規定される「著作権者の許諾なく」と認定しなければならない：

- (1) 著作権者から授権がない場合；
- (2) 著作権者からの授権許可範囲を超えた場合；
- (3) 著作権者の授権許可書を偽造、変造した場合。

第12条 刑法第217条に規定される著作物、録音録画著作物に通常的方式で署名した自然人、法人或いは非法人組織は、著作権者或いは録音録画制作者と推定しなければならない。かつ当該著作物、録音録画著作物に相応の権利が存在する。ただし、相反する証明がある場合を除く。

係争の著作物、録音録画著作物の種類が多く、かつ権利者が分散している事件において、係争の複製品が違法に出版、複製発行されるとともに、出版者、複製発行者が著作権者、録音録画制作者の許諾を得た関連証拠資料を提供できないことを証明する証拠がある場合、刑法第217条に規定される「著作権者の許諾なく」、「録音録画制作者の許諾なく」と認定することができる。ただし、権利者が権利を放棄し、係争著作物の著作権或いは録音録画著作物の関連権利が我が国の著作権法により保護されず、権利保護期間がすでに満了したことを証明する証拠がある場合を除く。

第13条 刑法第218条に規定される行為を行い、違法所得額10万円以上の場合、「違法所得額が巨大」と認定しなければならない。以下に掲げるいずれかの状況がある場合、「その他の重大な状況」と認定しなければならない：

- (1) 販売額20万円以上の場合；
- (2) 2年以内に刑法第217条、第218条に規定される行為を行ったために行政処罰を受け、違法所得額5万円以上或いは販売額10万円以上の場合。

権利侵害複製品がまだ販売されておらず(在庫)、商品価値の額が前項に規定される販売額基準の3倍以上に達している、或いは販売額が前項の基準未満であるが、在庫の権利侵害複製品の商品価値の額との合計が前項に規定される販売額基準の3倍以上に達している場合、権利侵害複製品販売罪(未遂)で有罪とし処罰する。

第14条 刑法第219条に規定される行為を行い、以下のいずれかの状況がある場合、「情状が重大」と認定しなければならない：

- (1) 営業秘密権利者にもたらされた損害額が30万円以上の場合；
- (2) 営業秘密侵害による違法所得額が30万円以上の場合；
- (3) 営業秘密の権利者を重大な経営難により直接破産、倒産に招いた場合；
- (4) 1年以内に不正な手段で営業秘密を3回以上取得した場合；
- (5) 2年以内に刑法第219条、第219条の1に規定される行為を行ったために行政処罰を2回以上受けた、また営業秘密侵害行為を行った場合；
- (6) その他の状況が重大な場合。

営業秘密の権利者にもたらされた損害額或いは営業秘密侵害による違法所得額が250万円以上の場合、刑法第219条に規定される「情状が特に重大」と認定しなければならない。

第15条 コンピュータ情報システムを不正に複製し、授権なく或いは授権を超えて使用するなどの方法で営業秘密を盗み取った場合、刑法第219条1項1号に規定される「窃盗」と認定しなければならない。

第16条 国外の機構、組織、人員が窃盗、スパイ、買収を行い、不法に営業秘密を提供する行為に、本解釈第14条1項の規定する状況がある場合、刑法第219条1に規定される「情状が重大」と認定しなければならない。

第 17 条 刑事訴訟手続において、当事者、弁護士、訴訟代理人或いは事件の部外者が営業秘密或いはその他の秘密にすべき営業情報に関する証拠、資料に対し文書で秘密保持措置を申立てた場合、事件の状況に応じて訴訟参加者に秘密保持誓約書に署名させるなど必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項の秘密保持措置に関する要件或いは法律法規に規定される秘密保持義務に違反した場合、法に基づき相応の責任を負うものとする。刑事訴訟手続中に接触、取得することができた営業秘密を無断で開示、使用、或いは第三者に使用させ、刑法の規定に適合する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 18 条 単位(法人組織など)が刑法第 213 条から第 219 条の 1 に規定される行為を行った場合、本解釈に規定される相応の個人犯罪の有罪量刑基準に基づき有罪とし処罰する。

第 19 条 刑法第 213 条に規定される登録商標詐称行為を行い、また当該登録商標詐称商品を販売し、犯罪を構成する場合、登録商標詐称罪で有罪とし処罰しなければならない。また、第三者の登録商標詐称商品であることを明らかに知りながら販売し、犯罪を構成する場合、複数の有罪で併合処罰しなければならない。刑法第 217 条に規定される著作権侵害行為を行い、また当該著作権侵害複製品を販売し、犯罪を構成する場合、著作権侵害罪で有罪とし処罰しなければならない。また、第三者の権利侵害複製品であることを明らかに知りながら販売し、犯罪を構成する場合、数の有罪で併合処罰しなければならない。

第 20 条 特別な場合を除き、登録商標詐称商品、違法に製造された登録商標標識、著作権侵害複製品、主に登録商標詐称商品、登録商標標識或いは権利侵害複製品を製造するために使用する材料と工具は、法に基づきこれを没収、廃棄しなければならない。

上述の物品を民事、行政事件での証拠に使用する必要がある場合、権利者の申立てにより、民事、行政事件

が終結後或いはサンプル収集、写真撮影などの方法で証拠を固定後にこれを廃棄することができる。

第 21 条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、情状酌量により重罰を科すことができ、通常執行猶予は適用しない：

- (1) 主に知的財産権侵害を業とする場合；
- (2) 重大な自然災害、事故、公衆衛生事件の期間中に、災害救援、防疫物資などの商品の登録商標を詐称した場合；
- (3) 違法所得の引渡を拒否した場合。

第 22 条 以下に掲げるいずれかの状況がある場合、情状酌量により軽い処罰を科すことができる：

- (1) 権利者の承諾を得た場合；
- (2) だんげの表明がある場合；
- (3) 権利者の営業秘密を不正な手段で取得後まだ開示、使用或いは第三者に使用を許可していない場合。

第 23 条 知的財産権侵害犯罪に対して、犯罪違法所得額、不法事業額、権利者にもたらされた損害額、権利侵害詐称物品数量及び社会への危害などの情状を総合的に考慮し、法に基づき罰金を科さなければならない。

罰金の額は通常違法所得額の 1 倍以上 5 倍以下で確定する。違法所得額が確定できない場合、罰金は通常不法事業額の 50%以上の 1 倍以下で確定する。違法所得額と不法事業額のいずれも確定できない場合、3 年以下の懲役、拘留或いは一回のみ罰金を言渡す場合、通常 3 万元以上 100 万元以下で罰金額を確定する。3 年以上の懲役刑を言渡す場合、通常 15 万元以上 500 万元以下の罰金額を確定する。

第 24 条 本解釈での「2 種類以上の登録商標(两种以上注册商标)」とは、商品、サービスの異なる出所を識別する 2 種類以上の登録商標を言う。登録商標は異なるが、同一種類の商品、サービスで使用され、いずれも同一の商品、サービスの出所をいう場合、「2 種類以上の登録商標」と認定してはならない。

本解釈での登録商標の標識の「件」とは、通常完全な商標の図案を持つ目印である。1つの有形な担体に複数の標識の図案が印刷されている場合、当該標識図案は有形の担体から分離して単独で使用できない場合、1つの標識と認定しなければならない。

第25条 本解釈における「不法事業額(非法经营数额)」とは、行為者が、知的財産権侵害行為を行った過程で、製造、貯蔵、輸送、販売した権利侵害製品の価値をいう。

すでに販売された権利侵害製品の価値は、実際の販売価格に基づき計算する。まだ販売されていない権利侵害製品(在庫)の価値は、すでに明確になった権利侵害製品の実際の平均販売価格に基づき計算する。実際の平均販売価格が明確でない場合、権利侵害製品の定価に基づき計算する。実際の販売価格が明確にできない或いは権利侵害製品に価格が表示されていない場合、権利侵害製品の市場での中間価格に基づき計算する。

すでに制作されているがまだ装着或いはすべての登録商標詐称標識が装着されていない製品に対して、当該製品で第三者の登録商標を詐称することを証明する確実で十分な証拠がある場合、その価値を不法事業額に算入する。

本解釈での「商品価値の額(货值金额)」は、前項の規定に従い販売されていない権利侵害製品(在庫)の認定価値である。

第26条 本解釈での「販売額(销售金额)」とは、行為者が、知的財産権侵害行為を行った過程で、権利侵害製品を販売した後に得た所得と得べきすべての違法収入を言う。

本解釈でいう「違法所得額(违法所得数额)」とは、行為者が、権利侵害行為により得たすべての違法所得から原材料、販売された商品或いはサービス提供に使用された商品の購入代金などの事業活動に直接使用した必要支出を差引いた残りの額をいう。会費、サービス料、広告費などを受取ることで利益をあげている場合、受取った費用は「違法所得」と認定しなければならない。

第27条 知的財産権侵害行為を複数回行い、行政処分或いは刑事処罰を受けていない場合、不法事業額、違法所得額、販売額などを合算し計算する。

第28条 本解釈に規定された営業秘密侵害の「損害額(损失数额)」は、以下に掲げる方式に従いこれを認定しなければならない：

(1)不正な手段で権利者の営業秘密を取得し、まだ開示、使用或いは第三者に使用を許可していない場合、損害額は当該営業秘密の合理的なライセンス料に基づき確定することができる；

(2)不正な手段で権利者の営業秘密を取得した後、開示、使用、或いは第三者に使用を許可した場合、損害額は権利者が権利侵害でもたらされた販売利益の損害に基づき確定することができる。ただし、当該損害額が営業秘密の合理的ライセンス料より低い場合、合理的ライセンス料に基き確定する；

(3)秘密保持義務或いは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その掌握した営業秘密を開示、使用或いは第三者に使用を許可した場合、損害額は権利者が権利侵害によりもたらされた販売利益の損害に基づき確定することができる；

(4)営業秘密が不正な手段で取得された或いは秘密保持義務、権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、開示、使用、或いは使用を許可していると違反していることを明らか知りながら、依然として取得、開示、使用或いは第三者に使用を許可している場合、損害額は権利者の権利侵害によりもたらされた販売利益の損害に基づき確定することができる；

(5)営業秘密侵害行為により営業秘密が公然と知られた或いは消滅した場合、損害額は当該営業秘密の商業的価値に基づいて確定することができる。営業秘密の商業的価値は、当該営業秘密の研究開発コストと当該営業秘密の実施による収益に基づき総合的に確定することができる；

前項第2項、第3項、第4項に規定される権利者の権利侵害によもたらされた販売利益の損害は、権利者の権利侵害によりもたらされた販売量減少の総額に権

利者の製品当たりの合理的利益を乗じて確定することができる。販売量減少の総数が確定できない場合、権利侵害製品の販売量に権利者の製品当たりの合理的な利益を乗じて確定することができる。営業秘密がサービスなどの他の事業活動に使用された場合、損害額は権利者の権利侵害により減少した合理的な利益に基づき確定することができる。

営業秘密の権利者が事業運営、事業計画に対する損害を軽減する或いはコンピュータ情報システム、その他のシステムのセキュリティを再回復するために支出した救済費用は、営業秘密の権利者にもたらされた損害に算入しなければならない。

第 29 条 本解釈に規定される営業秘密侵害の「違法所得額(違法所得数額)」は、以下に掲げる方式に従い認定しなければならない:

(1) 営業秘密を開示或いは第三者に使用を許可することにより得られた財物或いはその他の財産的利益の価値;

(2) 営業秘密を使用して得られた利潤は、権利侵害製品の販売量に権利侵害製品当たり合理的利潤を乗じて確定することができる。

第 30 条 被害者が証拠を持って証明した知的財産権侵害刑事事件が、直接人民法院に起訴された場合、人民法院は法に基づき受理しなければならない。社会秩序、国益を重大に害する知的財産権侵害刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴する。

人民法院が法に基づき知的財産権侵害刑事自訴事件を受理し、当事者が客観的な原因で取得できない証拠に対して、自訴を提起するときに関連する手がかりを提供し、人民法院の取調べを申立てた場合、人民法院は法に基づき取調べなければならない。

第 31 条 本解釈は 年 月 日から施行する。

本解釈の施行後、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産侵害の刑事事件の処理における法律の具体的な適用に関する若干問題の解釈」(法釈[2004]19号)、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産侵害の刑事事件の処理における法律の具体的な適用に関する若干問題の解釈(2)」(法釈[2007]6号)、「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産侵害の刑事事件の処理における法律の具体的な適用に関する若干問題の解釈(3)」(法釈[2020]10号)は同時に廃止される。

注意: 本翻訳は原文に忠実に日本語訳した仮訳であり、誤訳や解釈などによる責任や損害を負うものではありません。不明な点などについては、掲載サイトで原文をご確認ください。